

医療機関及び医療法人に関する審査基準

平成 6年10月 1日制定
平成16年 5月21日改正
平成19年 4月 1日改正
平成28年 4月 1日改正
平成30年 4月 1日改正

浜松市保健所保健総務課

申請に対する処分

種 類	地域医療支援病院名称承認
根拠法令名	医療法
根拠条項	第4条第1項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p>1 西部地域医療協議会において、地域医療支援病院と称して差し支えない旨の承認を受けること</p> <p><開設者に関する事項></p> <p>1 医療法で規定する開設者であること（法第4条第1項）</p> <p>2 厚生労働大臣の定める地域医療支援病院の開設者（平成10年3月27日厚告105）</p> <p><名称に関する事項></p> <p>1 特定機能病院に紛らわしい名称でないこと（法第4条の2第3項）</p> <p>2 センターという名称を用いないこと。ただし、当該診療機能について地域における中核的な機能、役割を担っている場合はこの限りでない。（平成19年3月30日厚労告108）</p> <p><人員・設備等に関する事項></p> <p>1 必要な人員及び設備を有すること（法第20条、第21条第1項、第23条第1項、施行規則第16条、第19条、第20条、第21条、第24条から第30条の12、第30条の14の3、浜松市医療法施行条例第2条から第4条）</p> <p>2 地域医療支援病院に必要な施設を有すること（法第22条、施行規則第21条の5、第22条）</p> <p>3 医療法の一部を改正する法律の施行について（平成10年5月19日健政発639）</p> <p><その他></p> <p>1 静岡県医療審議会において、地域医療支援病院と称して差し支えない旨の答申を受けること</p> <p>2 「基本診療料の施設基準等」に係る「特定集中治療室管理料」の届出を行っていること</p>
標準処理期間	14日（静岡県医療審議会の答申後）

申請に対する処分

種類	病院開設許可
根拠法令名	医療法
根拠条項	第7条第1項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p>1 浜松市病院の開設等に係る指導要綱に基づく事前協議を終了していること</p> <p>< 開設者に関する事項 ></p> <p>1 非営利を目的とした開設者であること（法第7条第6項）</p> <p>2 医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について（平成5年2月3日 総5・指9）</p> <p>< 名称に関する事項 ></p> <p>1 地域医療支援病院に紛らわしい名称でないこと（法第4条第3項）</p> <p>2 特定機能病院に紛らわしい名称でないこと（法第4条の2第3項）</p> <p>3 センターという名称を用いないこと。ただし、当該診療機能について地域における中核的な機能、役割を担っている場合はこの限りでない。（平成19年3月30日厚労告108）</p> <p>< 人員・設備に関する事項 ></p> <p>1 必要な人員及び設備を有すること（法第20条、第21条第1項、第23条第1項、施行規則第16条、第19条、第20条、第21条、第24条から第30条の12、第30条の14の3、浜松市医療法施行条例第2条から第4条）</p> <p>2 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成5年2月15日健政発98）</p> <p>3 医療法等の一部を改正する法律等の施行について（平成13年2月22日医政発125）</p> <p>4 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成13年3月12日医薬発188）</p> <p>5 公道等を隔てた医療機関における施設の一体性について（平成17年7月1日医政総発0701001）</p> <p>6 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成18年6月30日医政発0630015）</p> <p>7 従業員数については、従業員名簿及び採用予定計画で基準を満たすこと。</p> <p>8 療養病床以外の患者の使用する廊下幅については、手摺りの内側で基準を満</p>

	<p>たしていること。</p>
--	-----------------

審査基準	<p>< 診療科名 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令等で定められた診療科名であること（法第 6 条の 6 第 1 項、施行令第 3 条の 2、施行規則第 1 条の 9 の 2 から第 1 条の 9 の 5） 2 広告可能な診療科名の改正について（平成 20 年 3 月 31 日医政発 0331042） 3 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）について（平成 19 年 3 月 30 日医政発 0330014）
標準処理期間	18日

申請に対する処分

種類	診療所、助産所の開設の許可
根拠法令名	医療法
根拠条項	第7条第1項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p>診療所開設の許可</p> <p>< 開設者に関する事項 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非営利を目的とした開設者であること（法第7条第6項）。ただし、当該法人が経営する企業の従事者及びその家族の診療を主たる目的として開設する場合はこの限りでない。 2 医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について（平成5年2月3日総5・指9） <p>< 名称に関する事項 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病院に紛らわしい名称でないこと（法第3条第2項） 2 センターという名称を用いないこと。ただし、当該診療機能について地域における中核的な機能、役割を担っている場合、又は健康診断のみの診療を行う場合はこの限りでない。（平成19年3月30日厚労告108） <p>< 構造設備に関する事項 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適切な設備であること（法第20条、第23条第1項、施行規則第16条、第24条から第30条の12、第30条の14の3、浜松市医療法施行条例第2条） 2 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成13年3月12日医薬発188） 3 公道等を隔てた医療機関における施設の一体性について（平成17年7月1日医政総発0701001） 4 療養病床以外の患者の使用する廊下幅については、手摺りの内側で基準を満たしていること。 <p>< 療養病床を有する場合 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 必要な人員、設備を有すること（法第21条第2項、施行規則第21条の2、第21条の3、第21条の4、静岡県 病院等の人員及び施設の基準等に関する条例・規則） 2 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成5年2月15日健政発98） 3 医療法等の一部を改正する法律等の施行について（平成13年2月22日医政発125） 4 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成18年6月30日医政発0630015）

	<p>5 従業員数については、従業員名簿及び採用予定計画で基準を満たすこと。</p> <p><診療科名></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令等で定められた診療科名であること（法第6条の6第1項、施行令第3条の2、施行規則第1条の9の2から第1条の9の5） 2 広告可能な診療科名の改正について（平成20年3月31日医政発0331042） 3 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）について（平成19年3月30日医政発0330014） <p>助産所開設の許可</p> <p><開設者に関する事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非営利を目的とした開設者であること（法第7条第6項） 2 医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について（平成5年2月3日総5・指9） <p><名称に関する事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病院又は診療所に紛らわしい名称でないこと（法第3条第1項） 2 センターという名称を用いないこと。ただし、当該診療機能について地域における中核的な機能、役割を担っている場合はこの限りでない。 <p><構造設備に関する事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適切な設備であること（法第20条、第23条第1項、施行規則第17条）
標準処理期間	7日

申請に対する処分

種類	病院開設許可事項変更許可
根拠法令名	医療法
根拠条項	第7条第2項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p>1 増床の場合は、浜松市病院の開設等に係る指導要綱に基づく事前協議を終了していること</p> <p>< 人員・設備に関する事項 ></p> <p>1 必要な人員及び設備を有すること（法第20条、第21条第1項、第23条第1項、施行規則第16条、第19条、第20条、第21条、第21条の5、第22条、第24条から第30条の12、第30条の14の3、浜松市医療法施行条例第2条から第4条）</p> <p>2 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成5年2月15日健政発98）</p> <p>3 医療法等の一部を改正する法律等の施行について（平成13年2月22日医政発125）</p> <p>4 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成13年3月12日医薬発188）</p> <p>5 公道等を隔てた医療機関における施設の一体性について（平成17年7月1日医政総発0701001）</p> <p>6 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成18年6月30日医政発0630015）</p> <p>7 増床の場合、従業員数については、従業員名簿及び採用予定計画で基準を満たすこと。</p> <p>8 療養病床以外の患者の使用する廊下幅については、手摺りの内側で基準を満たしていること。</p>
標準処理期間	17日

申請に対する処分

種類	診療所、助産所の開設の許可事項の変更許可
根拠法令名	医療法
根拠条項	第7条第2項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p><u>診療所開設許可事項の変更許可</u></p> <p>< 構造設備に関する事項 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適切な設備であること（法第20条、第23条第1項、施行規則第16条、第24条から第30条の12、第30条の14の3、浜松市医療法施行条例第2条） 2 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成13年3月12日医薬発188） 3 公道等を隔てた医療機関における施設の一体性について（平成17年7月1日医政総発0701001） 4 療養病床以外の患者の使用する廊下幅については、手摺りの内側で基準を満たしていること。 <p>< 療養病床を有する場合 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 必要な人員、設備を有すること（法第21条第2項、施行規則第21条の2、第21条の3、第21条の4、静岡県 病院等の人員及び施設の基準等に関する条例・規則） 2 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成5年2月15日健政発98） 3 医療法等の一部を改正する法律等の施行について（平成13年2月22日医政発125） 4 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成18年6月30日医政発0630015） 5 従業員数については、従業員名簿及び採用予定計画で基準を満たすこと。 <p><u>助産所開設許可事項の変更許可</u></p> <p>< 構造設備に関する事項 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適切な設備であること（法第20条、第23条第1項、施行規則第17条）
標準処理期間	6日

申請に対する処分

種類	診療所の病床に係る設置許可及び許可事項変更許可
根拠法令名	医療法
根拠条項	第7条第3項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p>< 構造設備に関する事項 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適切な設備であること（法第20条、第23条第1項、施行規則第16条、浜松市医療法施行条例第2条） 2 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成13年3月12日医薬発188） 3 公道等を隔てた医療機関における施設の一体性について（平成17年7月1日医政総発0701001） 4 療養病床以外の患者の使用する廊下幅については、手摺りの内側で基準を満たしていること。 <p>< 療養病床を有する場合 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 必要な人員、設備を有すること（法第21条第2項、施行規則第21条の2、第21条の3、第21条の4、静岡県 病院等の人員及び施設の基準等に関する条例・規則） 2 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成5年2月15日健政発98） 3 医療法等の一部を改正する法律等の施行について（平成13年2月22日医政発125） 4 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成18年6月30日医政発0630015） 5 従業員数については、従業員名簿及び採用予定計画で基準を満たすこと。
標準処理期間	17日

申請に対する処分

種類	病院に係る非開設者の管理選任の許可
根拠法令名	医療法
根拠条項	第 12 条第 1 項ただし書き
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p>1 原則として次の各号の 1 つに該当すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">高齢で管理者としての業務が困難と認められるとき</p> <p style="padding-left: 2em;">病気・病弱で管理者としての業務が困難と認められるとき</p> <p style="padding-left: 2em;">期間が限られている海外留学若しくは研修のとき</p> <p>2 選任する管理者は、その病院に常時勤務する医師又は歯科医師であること。</p> <p>3 選任する管理者は、病院が医業をなすものである場合は臨床研修等修了医師、歯科医業をなすものである場合は臨床研修等修了歯科医師であること。(法第 10 条第 1 項)</p> <p>4 選任する管理者は、病院が医業及び歯科医業を併せ行うものである場合は、主として医業をなすものである場合は臨床研修等修了医師、主として歯科医業をなすものである場合は臨床研修等修了歯科医師であること。(法第 10 条第 2 項)</p> <p>5 選任する管理者は、他の病院又は診療所を管理していないこと。(法第 12 条第 2 項)</p>
標準処理期間	10 日

申請に対する処分

種類	診療所、助産所の管理者選任の許可
根拠法令名	医療法
根拠条項	第 12 条第 1 項ただし書き
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p>< 診療所の場合 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原則として次の各号の 1 つに該当すること。 高齡で管理者としての業務が困難と認められるとき 病氣・病弱で管理者としての業務が困難と認められるとき 期間が限られている海外留学若しくは研修のとき 2 選任する管理者は、その診療所に常時勤務する医師又は歯科医師であること。 3 選任する管理者は、診療所が医業をなすものである場合は臨床研修等修了医師、歯科医業をなすものである場合は臨床研修等修了歯科医師であること。(法第 10 条第 1 項) 4 選任する管理者は、診療所が医業及び歯科医業を併せ行うものである場合は、主として医業をなすものである場合は臨床研修等修了医師、主として歯科医業をなすものである場合は臨床研修等修了歯科医師であること。(法第 10 条第 2 項) 5 選任する管理者は、他の病院又は診療所を管理していないこと。(法第 12 条第 2 項)ただし、法第 12 条第 2 項に基づく許可を受けた場合はこの限りでない。 <p>< 助産所の場合 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原則として次の各号の 1 つに該当すること。 高齡で管理者としての業務が困難と認められるとき 病氣・病弱で管理者としての業務が困難と認められるとき 期間が限られている海外留学若しくは研修のとき 2 選任する管理者は、その助産所に常時勤務する助産師であること。 3 選任する管理者は、他の助産所を管理していないこと。(法第 12 条第 2 項)ただし、法第 12 条第 2 項に基づく許可を受けた場合はこの限りでない。
標準処理期間	7 日

申請に対する処分

種類	病院に係る管理者兼任の許可
根拠法令名	医療法
根拠条項	医療法第 12 条第 2 項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該管理者が管理するのでなければ、地域の医療需要が満たし得ないなどの特段の理由があること。 2 施設の規模、診療時間等からみて、複数管理の許可をしても施設の管理が適正になされるとみこまれること。 3 現に管理している医療機関の患者及び地域住民の医療に支障がないと認められること。
標準処理期間	10 日

申請に対する処分

種類	診療所、助産所の管理者兼任の許可
根拠法令名	医療法
根拠条項	第 12 条第 2 項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p>1 2 か所管理によるのでなければ地域の医療需用が満たし得ないなどの特段の理由があること。</p> <p>2 施設の規模、診療時間等からみて 2 か所管理の許可をしても施設の管理が適正になされること。</p> <p>3 原則として以下の条件を満たしていること。</p> <p>現に管理する診療所、助産所及び新たに管理する診療所、助産所が共に無床であること。</p> <p>許可を与えても管理運営が適正に行い得ると認められること。</p> <p>現に管理している診療所、助産所の患者及び地域住民の医療に支障がないと認められること。</p> <p>次の 1 つに該当すること。</p> <p>ア．特定多数人を対象として開設された診療所又は助産所を管理するとき。</p> <p>イ．巡回診療所（不定期かつ臨時的なものを含む）を管理するとき。</p> <p>医師会立の共同利用無床診療所、休日、夜間救急診療所を除く。</p>
標準処理期間	7 日

申請に対する処分

種類	病院に係る医師宿直免除の許可
根拠法令名	医療法
根拠条項	第 16 条ただし書き
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該病院と医師住居が同一の敷地内にあること。 2 病院と医師住居との間に連絡設備があり、連絡が十分可能なこと。 3 緊急の治療に支障をきたさないと認められること。
標準処理期間	9 日

申請に対する処分

種類	病院に係る専属薬剤師免除の許可
根拠法令名	医療法
根拠条項	第 18 条ただし書き
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p>1 診療科目からみて、投薬の機会が比較的少なく、調剤の内容が極めて単純なこと。</p> <p>2 医療法施行規則第 19 条第 2 項第 1 号に規定する薬剤師数の標準に関する算定式に基づいて算定した値（端数処理は行わない）が 1 未満であること。</p> <p>入院患者数及び外来患者に係る取扱処方せん数については、前年度の平均値を用いること</p>
標準処理期間	10 日

申請に対する処分

種類	診療所における専属薬剤師免除の許可
根拠法令名	医療法
根拠条項	第 18 条ただし書き
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p>1 診療科目からみて、投薬の機会が比較的少なく、調剤の内容が極めて単純なこと。</p> <p>2 医療法施行規則第 19 条第 2 項第 1 号に規定する薬剤師数の標準に関する算定式に基づいて算定した値（端数処理は行わない）が 1 未満であること。</p> <p>新設の診療所の場合の入院患者数及び外来患者に係る取扱処方せん数は推定数による。</p>
標準処理期間	7 日

申請に対する処分

種類	病院に係る使用許可
根拠法令名	医療法
根拠条項	第 27 条
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p>< 人員・設備に関する事項 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 必要な人員及び設備を有すること（法第 20 条、第 21 条第 1 項、第 23 条第 1 項、施行規則第 16 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 24 条から第 30 条の 12、第 30 条の 14 の 3、浜松市医療法施行条例第 2 条から第 4 条） 2 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成 5 年 2 月 15 日健政発 98） 3 医療法等の一部を改正する法律等の施行について（平成 13 年 2 月 22 日医政発 125） 4 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成 13 年 3 月 12 日医薬発 188） 5 公道等を隔てた医療機関における施設の一体性について（平成 17 年 7 月 1 日医政総発 0701001） 6 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成 18 年 6 月 30 日医政発 0630015） 7 増床の場合、従業員数については、従業員名簿及び採用予定計画で基準を満たすこと。 8 療養病床以外の患者の使用する廊下幅については、手摺りの内側で基準を満たしていること。
標準処理期間	12 日（使用前検査後）

申請に対する処分

種類	診療所、助産所の使用許可
根拠法令名	医療法
根拠法令条項	第 27 条
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p>診療所の使用許可</p> <p>< 構造設備に関する事項 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適切な設備であること（法第 20 条、第 23 条第 1 項、施行規則第 16 条、第 24 条から第 30 条の 12、第 30 条の 14 の 3） 2 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成 13 年 3 月 12 日医薬発 188） 3 公道等を隔てた医療機関における施設の一体性について（平成 17 年 7 月 1 日医政総発 0701001） 4 療養病床以外の患者の使用する廊下幅については、手摺りの内側で基準を満たしていること。 <p>< 療養病床を有する場合 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 必要な人員、設備を有すること（法第 21 条第 2 項、施行規則第 21 条の 2、第 21 条の 3、第 21 条の 4、静岡県 病院等の人員及び施設の基準等に関する条例・規則） 2 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成 5 年 2 月 15 日健政発 98） 3 医療法等の一部を改正する法律等の施行について（平成 13 年 2 月 22 日医政発 125） 4 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成 18 年 6 月 30 日医政発 0630015） 5 従業員数については、従業員名簿及び採用予定計画で基準を満たすこと。 <p>助産所の使用許可</p> <p>< 構造設備に関する事項 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適切な設備であること（法第 20 条、第 23 条第 1 項、施行規則第 17 条）
標準処理期間	12 日（使用前検査後）

申請に対する処分

種類	医療法人の設立認可
根拠法令名	医療法
根拠条項	第 44 条第 1 項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務を行うに必要な資産を有していること（法第 41 条、施行規則第 30 条の 34） 2 業務の範囲が適切であること（法第 42 条） 3 必要な書類が添付されていること（法第 44 条、第 45 条、施行規則第 31 条） 4 役員の構成が適切であること（法第 46 条の 5、第 46 条の 6、第 46 条の 8、） 5 定款又は寄附行為の内容が適切であること（法第 44 条、第 46 条の 2 から第 54 条、第 55 条、第 56 条、第 57 条、施行規則第 30 条の 37） 6 医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（昭和 61 年 6 月 26 日 健政発 410） 7 医療法人制度について（平成 19 年 3 月 30 日医政発 0330049） 8 医療法人の基金について（平成 19 年 3 月 30 日医政発 0330051） 9 医療法人の附帯業務について（平成 19 年 3 月 30 日医政発 0330053） 10 浜松市医療法人各種認可取扱要領（平成 28 年 9 月 1 日）
標準処理期間	静岡県医療審議会の答申後 14 日

申請に対する処分

種類	医療法人の理事数の特例認可
根拠法令名	医療法
根拠条項	第 46 条の 5 第 1 項ただし書
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p>医療法人の理事を 1 人又は 2 人とする特例の認可</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医師又は歯科医師が常時 1 人又は 2 人勤務する診療所を 1 ヶ所のみ開設する医療法人であること。 2 その場合においても可能な限り理事 2 人を置くことが望ましく、認可を受けた後も理事就任を承諾する適任者が現れた場合は、直ちに理事を増員しなければならないこと。 3 理事を 1 人又は 2 人置くこととした場合でも、社員は 3 人以上置くことが望ましいこと。 4 必要な書類が添付されていること（施行規則第 31 条の 5） 5 医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（昭和 61 年 6 月 26 日 健政発 410） 6 医療法人制度について（平成 19 年 3 月 30 日医政発 0330049）
標準処理期間	10 日（医療法人設立の場合は静岡県医療審議会の答申後 10 日）

申請に対する処分

種類	医療法人の理事長選出の特例認可
根拠法令名	医療法
根拠条項	第46条の6第1項ただし書
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p><u>医師又は歯科医師でない者を理事長に選出する特例の認可</u></p> <p>1 次の場合には、特例認可が行われること。</p> <p>(1) 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合。</p> <p>(2) 特定医療法人又は社会医療法人</p> <p>(3) 地域医療支援病院を経営している医療法人</p> <p>(4) 財団法人医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人</p> <p>(5) 既存の医療法人が、次のすべてに該当する場合</p> <p>ア 過去5年間にわたって、経営が安定的に推移し健全であることが決算書類等で確認できること。</p> <p>イ 過去5年間にわたって、立入検査及び保険指導監査における重大な指摘事項を受けていないこと、及び指導を受けた事項に対して適切な改善措置を講じていること。</p> <p>ウ 過去5年間にわたって、脱税その他の法令違反がないこと。</p> <p>エ 特例認可を申請する時点において、被選任者が当該医療法人の役員として運営に5年以上の経験があること。</p> <p>オ 法人の開設する医療機関の管理者が全て理事に就任しており、かつ親族関係を有する者及び法人と特殊の関係にある者の合計が、理事数の3分の1以下であること。</p> <p>カ 法人の開設する医療機関に勤務している理事長以外の医師が、理事長に就任することができない特段の理由を有すること。</p> <p>キ 医療法人の運営が、医療法の規定に基づいて適正に行われていること。</p> <p>2 次の場合には、静岡県医療審議会医療法人部会の意見を聴いて特例認可が行われること。</p> <p>(1) 既存の医療法人が、次のすべてに該当する場合</p> <p>ア 医療法人の理事のうち、親族関係を有する者及び法人と特殊の関係にある者の合計が、理事数の3分の1以下であること。</p> <p>イ 医療法人の運営が、医療法の規定に基づいて適正に行われていること。</p>

	<p>ウ 法人の開設する医療機関に勤務している理事長以外の医師が、理事長に就任することができない特段の理由を有すること。</p> <p>(2) 理事の3分の2以上が医師又は歯科医師である医療法人であって、被選任者が医療経営学、医療経済学等の医療に関する相当の知識を有していると認められること。</p> <p>(3) 医療法人の理事のうち、親族関係を有する者及び法人と特殊の関係にある者の合計が、理事数の3分の1以下であり、かつ被選任者が次のいずれかに該当する者であると認められる場合。</p> <p>ア 医療機関経営を行っている公益法人、社会福祉法人及び学校法人の常任の役員であって、当該医療機関の経営を常任として担当した経験が7年以上あった者。</p> <p>イ 公的医療機関等の開設主体の常任として担当した経験が7年以上あった者。</p> <p>ウ 医療経営学、医療経済学等に関し、大学教授の職にあった者その他医療に関する相当の知識を有すると考えられる者。</p> <p>3 必要な書類が添付されていること（施行規則第31条の5の3）</p> <p>4 医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（昭和61年6月26日健政発410）</p> <p>5 医療法人制度の運用について（昭和63年12月21日健政発750）</p> <p>6 医療法人の理事長要件について（平成10年6月18日健政発758）</p> <p>7 医師又は歯科医師でない者の医療法人の理事長選出に係る認可の取扱いについて（平成26年3月5日医政指発0305第一）</p>
標準処理期間	10日（静岡県医療審議会への意見聴取を行う場合は答申後10日）

申請に対する処分

種類	医療法人の管理者理事特例認可
根拠法令名	医療法
根拠条項	医療法第 46 条の 5 第 6 項ただし書
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p>管理者を医療法人の理事に加えない特例の認可</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多数の病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人で、離島など法人の主たる事務所から遠隔地にある医療機関の管理者であること。 2 1 に該当する場合でも、可能な限り、すべての管理者を理事に加えること。 3 必要な書類が添付されていること（施行規則第 31 条の 5 の 2） 4 医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（昭和 61 年 6 月 26 日 健政発 410） 5 医療法人制度について（平成 19 年 3 月 30 日医政発 0330049）
標準処理期間	10 日

申請に対する処分

種類	医療法人の定款、寄附行為変更認可
根拠法令名	医療法
根拠条項	第 54 条の 9 第 3 項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務を行うに必要な資産を有していること（法第 41 条、施行規則第 30 条の 34） 2 業務の範囲が適切であること（第 42 条、第 42 条の 2） 3 役員の構成が適切であること（法第 46 条の 5、第 46 条の 6、第 46 条の 8、） 4 剰余金の配当が行われないこと（法第 54 条） 5 必要な書類が添付されていること（施行規則第 33 条の 25） 6 医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（昭和 61 年 6 月 26 日 健政発 410） 7 医療法人制度について（平成 19 年 3 月 30 日医政発 0330049） 8 医療法人の附帯業務について（平成 19 年 3 月 30 日医政発 0330053） 9 社会医療法人の認定について（平成 20 年 3 月 31 日医政発 0331008） 10 特定医療法人制度の改正について（平成 15 年 10 月 9 日医政発 1009008）
標準処理期間	14 日

申請に対する処分

種類	医療法人の解散の認可
根拠法令名	医療法
根拠条項	第 55 条第 6 項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p>別紙「医療法人解散認可審査表」のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 剰余金の配当が行われないこと（法第 54 条） 2 「目的たる業務の成功の不能」若しくは「社員総会の決議」いずれかの解散事由に該当していること（法第 55 条第 6 項） 3 合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、残余財産は定款又は寄附行為の定めるところにより、帰属すべき者に帰属させなければならないこと（法第 56 条） 4 必要な書類が添付されていること（施行規則第 34 条） 5 医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（昭和 61 年 6 月 26 日健政発 410） 6 医療法人制度について（平成 19 年 3 月 30 日医政発 0330049）
標準処理期間	静岡県医療審議会の答申後 14 日

医療法人解散認可審査表

医療法人 社団

理事長 *前理事長死亡による解散申請の場合に確認

項目	チェック内容	関連書類等	備考
法人の代表者	理事長死亡の場合、後任の理事長が選任されており、新理事長が代表者。 後任理事長を選任しない場合、適正に選任された理事長職務代理者。	役員及び社員名簿	

解散認可申請書(規則34)

法人名	法人名を正しく記載。	定款	
法人所在地	定款と照合。番地等を省略しないで正しく記載されている。	定款	

解散理由書(規則34-1)

解散理由	解散理由として適当な記述がされている。		
法人名・所在地・理事長	法人の所在地・法人名・理事長の氏名が正しく記載されている。	定款、役員・社員名簿	

社員総会議事録(規則34-2)

全体	誤字・脱字等はないか。		
開催場所	診療所・自宅等のどこでもよいが、番地等を省略しないで記載。 地番に続いて「クリニック会議室にて」等、会場を具体的に記載。		
出席者	社員総数を記載 役員(社員)名簿と照合すること 総社員の3分の2以上が出席しているか、 出席者の氏名を記載。	社員及び役員名簿	
解散の決議	解散理由の説明と議決が行われている。	解散理由書	
清算人の選任	清算人の選任決議を行なっている。 原則として清算人は理事のうちから選任されている。	定款	
残余財産処分案	残余財産の処分方法について決議を行っている。 残余財産の処分は、定款の規定どおり出資持分に応じて行われる。 出資額限度方式の法人は、出資額返還後の財産処分が定款の規定どおり。	残余財産処分案 残余財産処分案	残余財産なし
議事録署名人	定款の規定どおり議事録署名人を選任している。		
署名押印	原則として理事長及び議事録署名人が 署名押印 。	定款	

定款(規則34-2)

原本証明等	理事長又は職務代理者が原本証明した現行定款である。		
-------	---------------------------	--	--

解散時の財産目録,同明細(規則34-3)

評価額等	直近の決算届と比較して適当である。		
医療未収金	医療機関が2ヶ月以上前に廃止されていれば、原則として計上されない。		
医薬品	最終的に換金できる在庫だけを計上することが望ましい。		
医療用機械備品	リース物件は除外。簿価の他、実勢価格での資産計上を可能とする。		
その他	未返済の借入、見払金などがある場合、処分方法は適当である。 ゴルフ会員権、個人の住宅、別荘等の不要な財産はない。	残余財産処分案	債権放棄
検算	明細の小計と財産目録の各項目、及び合計金額等を確認した。		

負債明細書(規則34-3)

負債の金額	財産目録と一致している。		
債権者・金額等	金銭消費貸借契約書等により確認できる。		元帳により確認

貸借対照表(規則34-3)

作成時期等	直近の決算届と比較して適当である。		施行規則34-3
-------	-------------------	--	----------

社員及び役員名簿(規則34-2)

役員	役職名・人数 氏名・生年月日・住所	定款に記載の役員定数と同数(又は範囲内)である。 番地等を省略しないで正しく記載してある。	定款	施行規則34-2
社員	氏名・生年月日・住所 社員数 出資額	番地等を省略しないで正しく記載してある。 原則として3名以上、2名でもやむを得ないが、1名は不可。 残余財産処分案と照合し、定款の規定どおり処分される予定である。		施行規則34-2

残余財産処分案(規則34-4)

処分内容	定款の規定に従って、出資持分に応じた処分案である。 出資額限度方式の法人は、残余財産を国や県に帰属させる内容である。 財産目録と照合して残余財産の全てが計上されている。		法56-1 剰余金配当禁止
------	--	--	------------------

申請に対する処分

種類	医療法人の残余財産の処分の認可
根拠法令名	医療法
根拠条項	良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 84 号)附則第 10 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第 2 条の規定による改正前の医療法第 56 条第 2 項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p><u>社団たる医療法人の残余財産処分の認可</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 剰余金の配当が行われないこと(法第 54 条) 2 残余財産の帰属先は、他の医療事業を行う者でなければならないこと(改正前法第 56 条第 2 項) 3 他の医療事業を行う者に帰属させる財産のほか存する残余財産は、国庫に帰属させなければならないこと(改正前法第 56 条第 4 項)。 4 医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(昭和 61 年 6 月 26 日健政発 410) 5 医療法人制度について(平成 19 年 3 月 30 日医政発 0330049)
標準処理期間	10 日

申請に対する処分

種類	医療法人の残余財産の帰属の認可
根拠法令名	医療法
根拠条項	良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 84 号)附則第 10 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第 2 条の規定による改正前の医療法第 56 条第 3 項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p><u>財団たる医療法人の残余財産帰属の認可</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 剰余金の配当が行われないこと(法第 54 条) 2 残余財産の帰属先は、他の医療事業を行う者でなければならないこと(改正前法第 56 条第 3 項) 3 他の医療事業を行う者に帰属させる財産のほか存する残余財産は、国庫に帰属させなければならないこと(改正前法第 56 条第 4 項)。 4 医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(昭和 61 年 6 月 26 日健政発 410) 5 医療法人制度について(平成 19 年 3 月 30 日医政発 0330049)
標準処理期間	10 日

申請に対する処分

種類	医療法人の合併の認可
根拠法令名	医療法
根拠条項	医療法第 58 条の 2 第 4 項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p>医療法人の設立認可の基準に照らして審査する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務を行うに必要な資産を有していること（法第 41 条、施行規則第 30 条の 34） 2 業務の範囲が適切であること（第 42 条、第 42 条の 2） 3 役員の構成が適切であること（法第 46 条の 5、第 46 条の 6、第 46 条の 8、） 4 剰余金の配当が行われないこと（法第 54 条） 5 必要な書類が添付されていること（施行規則第 35 条） 6 医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（昭和 61 年 6 月 26 日健政発 410） 7 医療法人制度の運用について（昭和 63 年 12 月 21 日健政発 750） 8 医療法人制度について（平成 19 年 3 月 30 日医政発 0330049） 9 医療法人の基金について（平成 19 年 3 月 30 日医政発 0330051） 10 医療法人の附帯業務について（平成 19 年 3 月 30 日医政発 0330053） 11 社会医療法人の認定について（平成 20 年 3 月 31 日医政発 0331008）
標準処理期間	静岡県医療審議会の答申後 14 日

